

○野田市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

平成25年9月13日

野田市規則第35号

改正 平成28年3月31日規則第49号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、野田市空家等の適切な管理に関する条例（平成25年野田市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平28規則49・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(情報の提供の方法)

第3条 条例第3条の規定による情報の提供は、口頭による方法、電子メールによる方法、野田市空家等に関する情報提供書（別記第1号様式）による方法その他の空家等の場所、状態等が明らかになる方法により行うことができるものとする。

(平28規則49・一部改正)

(緊急措置の同意の方法等)

第4条 市長は、法第9条第1項及び第2項に規定する調査により、空家等に急迫した危険があると認めるときは、所有者等に対し、野田市空家等急迫危険に関する通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 条例第4条第2項の規定による同意は、野田市空家等緊急措置に関する同意書（別記第3号様式）により所有者又はその相続人（包括受遺者を含む。）から得るものとする。

(平28規則49・旧第5条繰上・一部改正)

(助言又は指導の方法)

第5条 条例第5条の規定による助言又は指導は、野田市空家等の適切な管理に関する助言（指導）書（別記第4号様式）により行うものとする。

(平 2 8 規則 4 9 ・ 追加)

(補則)

第 6 条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平 2 8 規則 4 9 ・ 旧第 1 0 条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(野田市行政組織規則の一部改正)

2 野田市行政組織規則(昭和 5 4 年野田市規則第 2 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 民生経済部の項市民生活課の目中第 2 4 号を第 2 5 号とし、第 1 3 号から第 2 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 2 号の次に次の 1 号を加える。

1 3 空き家等の適正管理に関すること。

附 則(平成 2 8 年 3 月 3 1 日野田市規則第 4 9 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第3条）

年 月 日

（宛先）野田市長

住 所
情報提供者 氏 名
電話番号

野田市空家等に関する情報提供書

次のとおり空家等に関する情報を提供します。

空 家 等 の 場 所	
空 家 等 の 状 態	

第2号様式（第4条第1項）

年 月 日

様

野田市長

印

野田市空家等急迫危険に関する通知書

次の空家等については、急迫した危険があるため、次の急迫した危険を防止するために必要な措置を講ずるよう野田市空家等の適切な管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定により通知します。

年 月 日までに次の措置をとることができない場合であって、市長が当該危険を防止するために必要な緊急措置を講ずること及び当該緊急措置に要した費用を負担することに同意するときは、同日までに野田市空家等緊急措置に関する同意書を提出してください。

1 対象となる空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2 調査年月日

年 月 日

3 調査の結果

4 必要な措置の内容

第3号様式（第4条第2項）

年 月 日

（宛先）野田市長

住 所
同意者 氏 名 ⑩
電話番号

野田市空家等緊急措置に関する同意書

次の空家等について、速やかに急迫した危険を防止するために必要な次の措置をとることができないため、貴職が当該危険を防止するために必要な緊急措置を講ずること及び当該緊急措置に要した費用を負担することに同意します。

- 1 対象となる空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 必要な措置の内容
- 3 措置をとることができない理由

第4号様式（第5条）

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市空家等の適切な管理に関する助言（指導）書

次の空家等について、野田市空家等の適切な管理に関する条例第2条第2項に規定する管理不全な状態の空家等に該当するため、同条例第5条の規定により次のとおり適切な管理に必要な措置について助言（指導）をします。

- 1 対象となる管理不全な状態の空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 助言（指導）に係る措置の内容
- 3 助言（指導）に至った事由

別記第 1 号様式（第 3 条）

（平 2 8 規則 4 9 ・ 一部改正）

第 2 号様式（第 4 条第 1 項）

（平 2 8 規則 4 9 ・ 旧第 3 号様式繰上 ・ 一部改正）

第 3 号様式（第 4 条第 2 項）

（平 2 8 規則 4 9 ・ 旧第 4 号様式繰上 ・ 一部改正）

第 4 号様式（第 5 条）

（平 2 8 規則 4 9 ・ 追加）